# 総務委員会資料

## 議案第 177 号

川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に 関する条例の制定について

資料 「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」 の改正(案)等のパブリックコメント手続の実施結果について

> 経済労働局 平成28年11月24日

## 「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の改正(案)等の パブリックコメント手続の実施結果について

#### 1 概要

「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年度から施行されたことを踏まえ、 「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の一部改正等を行います。

具体的には、新しい法規定に従い農業委員の定数を条例で定めます。

また、農地利用の最適化の推進のために新設する農地利用最適化推進委員の定数についても、基準に従い条例で定めます。

さらに農業委員の選出方法が、選挙制と市長の選任制の併用から、議会の同意を要件とする市長の任命制のみへと改正されたことに伴い、任命過程の公正性及び透明性を確保するため、附属機関「(仮称)農業委員評価委員会」を新設します。

これらの改正等について、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を、次のとおり公表いたします。

#### 2 意見募集の概要

条例名称	「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の改正
	(案)等
意見の募集期間	平成28年9月1日 (木) から平成28年9月30日 (金) まで
意見の閲覧場所	川崎市ホームページ、各区役所(市政資料コーナー)、
	川崎市役所第3庁舎2階(かわさき情報プラザ)
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送または持参
結果の公表方法	・川崎市ホームページへの掲載
	・かわさき情報プラザ及び各区役所での資料設置

#### 3 結果について

#### パブリックコメント手続で寄せられた意見

意見提出数 (意見件数)	6通(18件)
内訳:電子メール	0通(0件)
ファックス	5通(9件)
郵送	0通(0件)
持参	1通(9件)

#### 4 御意見の内容と対応

今回提出された御意見につきましては、その趣旨が概ね条例の改正(案)に反映されている

御意見等や、改正(案)の内容を説明・確認するものであったことから、御意見の趣旨を踏ま え、「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の改正(案)等に沿って条例案 を作成します。

#### (1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見の趣旨を踏まえ、新たに改正(案)に反映するもの
- B 改正(案)の趣旨に沿った御意見であり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の条例改正を進めていく中で参考とするもの
- D 改正(案)に対する要望・質問等であり、内容を説明・確認するもの
- E その他の御意見

#### (2) 御意見の件数と対応区分

項目	件数	市の考え方の区分				
<b>人</b>		A	В	С	D	Е
① 制度改正全般について	5件	0	4	0	1	0
② 農業委員及び農地利用最適化推進委	3件	0	3	0	0	0
員(推進委員)について						
③ 農業委員について	6件	0	4	0	2	0
④ 農地利用最適化推進委員(推進委	2件	0	1	0	1	0
員)について						
⑤ その他 (認定農業者制度について)	2件	0	0	0	0	2
合 計	18件	0	1 2	0	4	2

## (3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

番号	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分		
<ul><li>①制度</li></ul>	①制度改正全般について				
1	農地利用の最適化を具体的にどの	改正された「農業委員会等に関する	В		
	ように進めるかが課題である。	法律」では、「農地利用の最適化」が			
		農業委員会の必須事務と位置づけら			
		れ、「主たる使命」とされました。本			
		市におきましても、平成29年7月か			
		らの新制度の下で、この取組を一層強			
		化してまいりたいと考えております。			
		具体的には、農業委員とは別に、担			
		当区域において、農地を農業の「担い			
		手」へ集めながら、耕作放棄地の発生			
		を防止・解消して、同時に新規の農業			
		参入を促進する農地利用最適化推進委			
		員を新設し、現場活動を中心に取組を			
		進めてまいります。			
2	制度改正を機に、遊休農地解消と	「農地利用の最適化」とは、農地を	В		
	生産量の増加を望む。	農業の「担い手」へ集めながら、耕作			
		放棄地の発生を防止・解消して、同時			
		に新規の農業参入を促進することで			
		す。この取組により、農産物の生産拡			
		大を図ることが可能であると考えてお			
		ります。			
3	今回の制度改正について、農業振	市内4か所(早野・黒川上・黒川	В		
	興地域の土地所有者の理解が必要で	東・岡上)にある農業振興地域は、市			
	ある。	内農業振興にとって重要な位置づけと			
		なっております。			
		農業委員会制度改正の趣旨につい			
		て、農業委員及び農地利用最適化推進			
		委員の現場活動等を通じて、これらの			
		地域の農業者の理解を得られるよう、			
		周知してまいりたいと考えておりま			
		す。			
4	農家の根強い権利意識と他人へ迷	農地の集約など、農地利用の最適化	В		
	惑をかけたくないとの感情から、農	の推進のためには、土地所有者と農業			

		T	
	地集約を進めていくのは難しいと思	委員会との信頼関係の構築が不可欠で	
	う。	あり、信頼構築のためには新制度の	
		下、農業委員会内に新設される担当区	
		域の推進委員を中心に現場活動を強化	
		してまいりたいと考えております。	
5	制度改正による事務量増加に見合	業務量に見合った適正な人員配置に	D
	った事務局(市職員)の増員を図る	努めてまいります。	
	ことが必要である。		
②農業	-  委員及び農地利用最適化推進委員(推:	進委員)について	
1	地元を理解している人を任命する	「農業委員会等に関する法律」の規	В
	こと。農家にとって、耕作できない	定では、農業委員は、農業に関する識	
	悩みなどは、そういう人に対してで	見を有し、農地等の利用の最適化の推	
	ないと話せないと思う。	進に関する事項その他の農業委員会の	
		所掌に属する事項に関しその職務を適	
		切に行うことができる者となってお	
		り、また推進委員は、農地等の利用の	
		最適化の推進に熱意と識見を有する者	
		となっております。	
		このような法律上の要件を踏まえま	
		して、本市といたしましても、農業委	
		員の任命及び推進委員の委嘱につきま	
		しては、地域の実情の理解も選考の基	
		準になるものと考えております。	
2	各地区の農地面積に応じて人数配	「農業委員会等に関する法律」の規	В
	分できれば、各人の負担も多少軽減	定では、農業委員・推進委員ともに、	
	すると思う。	上限数については農地面積等を根拠と	
		しております。	
		各人の負担配分につきましても農地	
		面積等を考慮して定めてまいりたいと	
		考えております。	
3	新制度の下では、農業委員と推進	主な役割として、農業委員は協議に	В
	委員の役割分担が示されているが、	より組織としての意思決定を行い、推	
	両者の事案案件の把握と理解がしに	進委員は担当区域における現場活動を	
	くくなるおそれがある。お互いの連	行うことになっております。	
	携と情報の共有化を図ることが必要	農地利用の最適化の推進という同一	
	である。	の目標のため、指針づくりをはじめ、	

		典光子早入公人・の川庄の田地理大祭	
		農業委員会総会への出席や現地調査等	
		の活動を共に行うことで、両者の連携	
		や情報の共有化を図ってまいりたいと	
		考えております。	
③農業	を 負について		
1	農業委員には農業に関する知見の	「農業委員会等に関する法律」の規	В
	ある人を任命すべきだと思う。	定では、農業委員は農業に関する識見	
		を有する者のうちから任命することと	
		なっておりますので、この趣旨を踏ま	
		えて対応してまいります。	
2	農業委員が25人から14人にな	委員定数を現行の半分程度とした	В
	ることで議論がしやすくなると思	「農業委員会等に関する法律」の改正	
	う。	趣旨は、農業委員会を機動的に開催で	
		きるようにするためであることから、	
		本市においてもその趣旨を踏まえ定数	
		を定めてまいりたいと考えておりま	
		す。	
3	応募者について、推薦の場合はよ	応募者につきましては、推薦・公募	В
	いが、公募の場合は適任者である	を問わず、新設される市長の附属機関	
	ー か、しっかりした審査が必要であ	((仮称) 農業委員評価委員会) へ諮	
	る。	り、外部の委員3人(学識経験者・農	
		業に関する識見を有する者・その他関	
		   係団体から推薦された者) により、農	
		   業に関する識見、職務遂行能力、認定	
		   農業者等の資格の有無、応募理由、総	
		  体的評価などを基準に、適性に関する	
		  審査等を行い、市長へ報告することと	
		しております。	
4	中立委員(農業者以外の者で、中	中立委員につきましては、「農業委	В
	立的な立場で公正な判断をすること	員会等に関する法律」の規定におい	
	ができる者)は農業に関してよく理	て、農業委員会の所掌に属する事項に	
	解している人が担うべきである。	関し利害関係を有しない者となってお	
		り、農業委員として、農業に関する識	
		見を有する者であることが前提条件で	
		あると考えております。	

5	原則として過半数を認定農業者と	「農業委員会等に関する法律」で	D
	するとのことだが、農家の間では認	は、認定農業者のような農業に積極的	
	定農業者かどうかということはあま	に取り組んでいる担い手の意見が農業	
	り話題にならない。過半数を認定農	委員会の運営に的確に反映されるよう	
	業者でなければならない理由を明確	にするため、原則として認定農業者等	
	にすること。	が農業委員の過半数を占めることとさ	
		れております。	
6	過半数が認定農業者となると、認	「農業委員会等に関する法律」の規	D
	定農業者が市内の農地情報を一般市	定では、農業委員・推進委員ともに秘	
	民より早く得やすくなるのではない	密保持義務があります。また、農業委	
	か。情報管理について市はどう対応	員は自己や親族等に関する事項につい	
	するのか。	てはその議事に参与することができな	
		いこととなっております。本市として	
		は、これらの運用を適切に図るなど、	
		情報等の適正管理に努めてまいりたい	
		と考えております。	
④農地	利用最適化推進委員(推進委員)につ	いて	
1	市内農業の現状から考えると推進	「農業委員会等に関する法律」の規	В
	委員の数は6人では少ないのではな	定では、農地面積 100ha あたり 1 人	
	いか。また常勤扱いの体制が必要で	(端数切り上げ)となっており、本市	
	あると思う。	の農地面積が 580ha であることから、	
		委員定数の上限は6人となっておりま	
		す。また、身分につきましても同法の	
		規定により、非常勤職員となっており	
		ます。	
		本市においても事務の効率化や適正	
		な役割分担等の中で、農地利用の最適	
		化を推進してまいります。	
2	川崎市民でないと、現場活動を実	推進委員は、市内在住であることは	D
	施するうえで支障をきたすのではな	条件とはなっておりませんが、「農業	
	いか。	委員会等に関する法律」で規定され	
		る、農地等の利用の最適化の推進に熱	
		意と識見を有する者かどうかを基準	
		意と識見を有する者かどうかを基準 に、委員を委嘱することとしておりま	

		といった点も選考の基準になるものと		
		考えております。		
⑤ その他(認定農業者制度について)				
1	認定農業者への認定のハードルは	いただいた御意見は本条例改正	Е	
	高いと思う。市民への「農」のアピ	(案) が所管する対象とはなりません		
	ール活動や潤いのある空間としての	が、御意見につきましては、認定農業		
	農地の維持管理についても認定にあ	者を確保・支援する取組を推進してま		
	たっては評価すべきである。	いりたいと考えております。		
2	認定農業者のメリットが少ない。	いただいた御意見は本条例改正	Е	
		(案) が所管する対象とはなりません		
		が、御意見につきましては、本年度か		
		ら開始した「農業担い手経営高度化支		
		援事業」による農家の生産財への投資		
		支援や、農業経営改善計画達成に向け		
		たコンサルティング支援など、認定農		
		業者のメリット拡充の取組を推進して		
		まいりたいと考えております。		

## 5 お問合せ

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課 〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7 2 階

電話:044-860-2461 FAX:044-860-2464